

38 日高市

建設工事	土木	建築	設計	維持	管理	書類名	摘要
						1 委任状・使用印鑑届(様式C-6)	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人を置く場合:「委任状」として使用してください。 ・代理人を置かない場合:「使用印鑑届」として使用してください。
						2 市税納税証明書<写し可>または、徴収猶予許可通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業所の所在地に関わらず、日高市内に事業所(本店/支店/営業所等)がある事業者が対象。 ・申請日前3か月以内に市(税務課)が発行したもの。 ・日高市管財課のホームページにある市指定様式により税務課にて証明を受けてください(日高市ホームページ>組織から探す>管財課>契約検査担当>競争入札参加資格関係>(様式)市税納税証明願)。 ・法人市民税に関し、法人設立後又は営業所等を構成して、申告期限を迎えていないため証明が出ない場合は、税務課収受印のある法人設立届出書(設立/設置)の写しを提出してください。 ・徴収猶予許可通知書は、申請事業所の所在地に関わらず、日高市内に事業所(本店/支店/営業所等)がある事業者で、市税の納付が一時的に困難であるため、徴収の猶予が認められて「市税納税証明書」が発行されない場合に限ります。(収税課発行)
			-	-		3 経営事項審査の総合評定値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものの有効期限については、申請の手引15ページ参照
			-	-		4 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書<写し可>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。 3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。 電子申請で収受印が無い場合はJICIPの「申請・届出内容画面」を提出してください。
			-	-		5 建設業許可申請書(様式第1号)及び営業所一覧表(別紙二)の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 電子申請で収受印が無い場合はJICIPの「申請・届出内容画面」を提出してください。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。 電子申請で収受印が無い場合はJICIPの「申請・届出内容画面」を提出してください。
			-	-		6 建設業労働災害防止協会加入証明書<写し可>	<ul style="list-style-type: none"> ・日高市内に本店を有する建設工事業者のみ対象 ・申請日前3か月以内に発行したもの

【日高市提出書類】の問合せ先

日高市 総合政策部 管財課 契約検査担当

TEL: 042-989-2111 (代表)

FAX: 042-985-4486

平成31・32年度建設工事請負等競争入札参加資格審査から、日高市では建設業労働災害防止協会(建災防)加入を資格要件として追加しましたので、申請の際はご注意ください。(日高市内に本店を有する建設工事・土木施設維持管理者のみ対象)